

平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービスA 基準

1 事業展開の趣旨

平成29年4月1日から、従前の通所介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和した「通所型サービスA」を事業所指定により開始しました。これにより、必ずしも専門的なサービスを必要としない利用者への支援が可能となることを想定しています。

2 サービス内容

「通所型サービスA」は、従前の通所介護相当サービスをもとに、専門職による支援（入浴、排泄、食事等の介助）等、身体に触れる支援を原則として行わないことを前提としたサービスを提供するものとして創設します。利用者の日常生活やレクリエーション等を通じて機能訓練は行うものの、専門職による機能向上トレーニングを必要としない、サロンのような場を想定しています。

なお、送迎については、従前の通所介護相当サービス同様、引き続き行うものとします。

3 利用者の取扱い

介護予防ケアマネジメントにおいて、通所型サービスAの利用が適した者とします。

なお、利用者負担割合は原則として従前の通所介護相当サービスの基準に準じた扱いとします。

4 提供方法

従前の通所介護相当サービスと同様に、指定事業者により実施し、支給費に係る審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に委託して行います。

5 指定

（1）参入事業者の想定

平塚市において従前の通所介護相当サービスを提供可能な事業者のうち、当該事業への参入を希望する者から申請を受け付けます。そのため、通所型サービスAのみを提供することは認められません。

【理由】

状態悪化によるサービスの併用による利用者への配慮から、従前の通所介護相当サービスを提供できる事業所が通所型サービスAの提供をすることとします。（例：専門職による支援を要しないサービスのみを利用していた者が状態悪化により専門職による支援も必要になった場合、A類型のサービスのみしか提供できない事業所では対応ができないため、他の事業所にて提供することとなります。一方、従前の通所介護相当サービスを提供できる事業所であれば、同じ事業所が引き続きサービスを提供することが可能となります。）

（2）指定の有効期間

指定の有効期間の満了日は、従前の通所介護相当サービスに係る指定の有効期間の満了日と同日とします。

(3) 指定申請（新規・更新）

通所型サービスAへの参入を希望する場合は、所定の様式にて平塚市に申請をするものとします。原則として下記日程表の提出期限までに平塚市福祉部地域包括ケア推進課に必要書類の提出をお願いします。

【令和4年度申請期日の日程表】

指定日	提出期限	指定日	提出期限
令和4年4月1日	令和4年2月15日まで	令和4年11月1日	令和4年9月16日まで
令和4年5月1日	令和4年3月17日まで	令和4年12月1日	令和4年10月17日まで
令和4年6月1日	令和4年4月15日まで	令和5年1月1日	令和4年11月17日まで
令和4年7月1日	令和4年5月17日まで	令和5年2月1日	令和4年12月16日まで
令和4年8月1日	令和4年6月17日まで	令和5年3月1日	令和5年1月13日まで
令和4年9月1日	令和4年7月15日まで	令和5年4月1日	令和5年2月15日まで
令和4年10月1日	令和4年8月17日まで	令和5年5月1日	令和5年3月17日まで

(4) 提出書類

提出書類については平塚市ホームページ内の「指定（新規・更新）に関する申請」を御確認ください。

※ 従前の通所介護相当サービスの指定申請と同時に行う場合、重複する書類の提出を省略することが可能です。詳細は、「指定（新規・更新）に関する申請」を御確認ください。

(5) 定款、運営規程、契約書等

当該事業の提供に際しては、定款、運営規程、契約書等において各サービス提供者が規定している書面の該当箇所に当該事業に関する記載をしていること（当該事業を提供する旨の記載）が前提になります。次のとおり、記載例を挙げますが、それぞれの法人により所定の記載方法がございましたら、必ずしもこの記載例のとおり記載いただかなくても構いません。

【目的欄等の記載例】

「介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業」

※ 通所型サービス全体を記載する場合の例

※ 第1号通所事業に従前の通所介護相当サービス・通所型サービスAも含まれます。

(6) 廃止・休止・再開の申請について

次の期限までに次の届出をする必要があります。

届出内容	必要書類	期限	備考
①廃止届	廃止・休止・再開届出書・指定通知書（原本）	廃止の日の1か月前まで	
②休止届	廃止・休止・再開届出書	休止の日の1か月前まで	休止期間は最大で6か月
③再開届	廃止・休止・再開届出書、勤務形態一覧表等、再開を確認するために必要な書類	再開する日の前日まで	

6 サービスの基準

	従前の通所介護相当サービス	通所型サービスA
人員	①管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。	
	②生活相談員 専従1以上 ※資格要件：社会福祉主事（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者）、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険施設または通所系サービス事業所において、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員に限る） ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。	
	③介護職員 ※～15人：専従1以上 ※16人～：利用者1人につき専従0.2以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事務所等の職務に従事可能とします。	※～15人：専従1以上 ※16人～：利用者1人につき専従0.2以上 ※市の指定する研修の受講を可能とします。 ※支障がない場合、通所介護・従前の通所介護相当サービスの介護職員が従事することを可能とします。
	④看護職員 専従1以上	従事不要
	⑤機能訓練指導員 1以上	従事不要
設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・ 必要なその他の設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支障がない場合、食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室は従前の通所介護相当サービスの設備を共有で使用することは可とするが、従前の通所介護相当サービスと同時間帯にサービスを提供する際は従前の通所介護相当サービス提供に必要な面積の確保をすることを前提とし、通所型サービスAについてもサービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上）を確保することとします。 ・ 消火設備その他の非常災害に必要な設備※ ・ 必要なその他の設備、備品※ ※支障がない場合、従前の通所介護相当サービスとの共有を可とします。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・ 秘密保持等 ・ 事故発生時の対応 ・ 廃止、休止の届出と便宜の提供 等 	

※ 上記に記載がない事項については、原則として従前の通所介護相当サービスの取扱いに準じます。

※ 通所介護、従前の通所介護相当サービス、通所型サービスAを同時に一体的に提供すること場合は、プログラムを分ける等、利用者に影響を与えないことが前提です。人員配置について、通所介護と従前

の通所介護相当サービスについては、通所介護の対象となる利用者（要介護者）と従前の通所介護相当サービスの対象となる利用者（要支援者等）との合算で人員を配置し、通所型サービスAについては、当該サービスの利用者（要支援者等）数で人員を配置することとします。

(例1) 通所介護・従前相当の利用者が8人／通所型サービスA利用者が7人の場合

→ 通所介護・従前相当の介護職員が通所型サービスAも従事する場合は介護職員1人以上

(例2) 通所介護・従前相当利用者が20人／通所型サービスA利用者が10人の場合

→ 通所介護・従前相当の介護職員が2人以上、通所型サービスAの従事者が1人以上

なお、同じ場所であっても別の曜日又は別の時間帯で運営する場合には、一体的な提供に該当しないため、それぞれの人員基準等を満たす必要があります。

7 一定の研修

通所型サービスAの従事者（管理者、生活相談員を除く）については、市が主催する研修の受講を可能とします。（必須ではありません。）

【研修内容（予定）】

次のカリキュラムの講義を受講していただきます。

講座名等	主な内容
オリエンテーション	・研修の趣旨説明
平塚市の現状	・平塚市の高齢化率等の状況 ・各種相談窓口の紹介
地域包括支援センター業務の理解	・各地区の包括の紹介 ・業務の概要
事業概要	・介護保険制度の理解 (しくみ、利用対象者について 等)
	・サービス内容の理解 (訪問型サービスAで行う内容、サービス提供における注意点 等)
	・個人情報の保護
高齢者の理解	・高齢者の特徴理解 ・高齢者にみられやすい病気 ・認知症の症状、対応方法 等
高齢者虐待に関する理解	・高齢者虐待について ・虐待発見時の通報先 等
訪問マナー等の理解	・接遇マナー ・コミュニケーションの基本 等
修了式	・修了証の交付

※カリキュラムは状況に応じて変更する場合があります。

※当該研修は、訪問型サービスAにおいて無資格者が従事する場合に受講を必須としているものであるため、カリキュラムにおいて訪問型サービスに特化した内容があることを御了承ください。

8 単価・サービスコードについて

(1) 令和4年度のサービス単価等

令和4年4月以降のサービス単価については、原則として「平塚市介護予防・日常生活支援総合事業における従前の訪問・通所介護相当サービス基準」における「4 単価・サービスコードについて／(1) 令和4年度のサービス単価等」に記載の取扱いと同様です。

【サービスコードの取扱い】

サービス提供時期	訪問型サービスA（指定型）	通所型サービスA
平成30年度までの提供	平成30年度までの単価表を使用	
平成31年4～9月末までの提供	平成31年4月施行の単価表を使用 ※ 平成31年4月より新たに介護職員処遇改善加算の算定をするため、これに関する加算が追加されます。	
令和元年10月以降のサービス提供	令和元年10月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映します。	
令和3年4月以降のサービス提供	令和3年4月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映します。	
令和4年4月以降のサービス提供	令和4年4月施行の単価表を使用 ※ 国の定める単価改正の内容を本市の単価表に反映したものです。	

(2) 単価

原則として、従前の通所介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。

介護予防通所介護では、月額包括報酬とされていましたが、通所型サービスAにおいては、「他の通所型サービスとの併用」等の観点から、原則として、1回当たりの単価設定による報酬を用いることとします。1単位あたりの単価は平塚市の地域区分単価（平塚市：10,45円）と同じとします。

(3) 単位数・単価請求の例示

原則として、サービス提供実績に基づき、1回当たりの単価により請求します。（例外的に日割り計算を行う場合については、「(4) 日割り請求に係る取扱い」を御参照ください。）利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも少ないサービス提供になること、又はその逆に利用者の状態が悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による計画を定めることを検討する必要があります。

【単位数】

区分	対象	算定単位
週に1回程度	事業対象者 要支援1	334単位/回 1,455単位/月 1か月の提供回数が4回を超えた場合
週に2回程度	事業対象者 要支援2	344単位/回 2,982単位/月 1か月の提供回数が8回を超えた場合

【単価請求の例示】

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に4回サービスを提供した。

→ 3 3 4 単位×4回

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、1か月に5回サービスを提供した。

→ 1, 4 5 5 単位

(例3) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に8回サービスを提供した。

→ 3 4 4 単位×8回

(例4) 週に2回程度の利用者に対し、1か月に9回サービスを提供した。

→ 2, 9 8 2 単位

(例5) 週に2回程度の利用者(事業対象者)で、1か月に9回サービスを提供予定であったが、利用者の都合により1か月に3回の提供となった。

→ 「事業対象者(週に2回程度)」として、3 4 4 単位×3回

(例6) 事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い1か月に7回サービスを提供した。

→ 「事業対象者(週に1回程度)」として、1, 4 5 5 単位を算定

(例7) 事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の改善に伴い1か月に4回サービスを提供した。

→ 「事業対象者(週に2回程度)」として、3 4 4 単位×4回

(4) 日割り請求にかかる取扱い

1月の提供回数が一定回数を超え、月額単位数となる場合は、日割り計算を行うこととします。取扱いについては、従前の通所介護相当サービスに準じます。

(5) 従前の通所介護相当サービスと併用する際の上限

従前の通所介護相当サービスと併用する場合には、両サービスを合計した1週当たりのサービス提供頻度により、各区分を位置付けるものとします。また、両サービスの単位数(加算を除く)の合計に、次のとおり上限が設けられます。

【単位数の上限】

区分	対象	上限
週に1回程度	事業対象者、要支援1	1, 6 7 2 単位/月
週に2回程度	事業対象者、要支援2	3, 4 2 8 単位/月

(例1) 週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に2回提供した。

→ (3 8 4 単位×2回) + (3 3 4 単位×2回) = 1, 4 3 6 単位 < 1, 6 7 2 単位…算定可

(例2) 週に1回程度の利用者に対し、従前の通所介護相当サービスを1か月に2回、通所型サービスAを1か月に3回提供した。

→ (3 8 4 単位×2回) + (3 3 4 単位×3回) = 1, 7 7 0 単位 > 1, 6 7 2 単位…算定不可

※ 例2の場合、サービスの併用ができないため、従前の通所介護相当サービスのみを5回提供する等包括報酬として算定可能な対応を行います。

(6) 加算・減算

ア 定員超過による減算：所定単位数×70%

イ 人員（従事者）欠如による減算：所定単位数×70%

ウ 介護職員処遇改善加算：従前の通所介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。

（加算率は従前の通所介護相当サービスと同じです。）

エ 介護職員等特定処遇改善加算：従前の通所介護相当サービスの単価の取扱いの考え方に準じます。

（加算率は従前の通所介護相当サービスと同じです。）

※ 所定単位数：サービスコードA6「1211」「1212」「1221」「1222」

「1213」「1223」

(7) 他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、
介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、
介護予防通所リハビリテーション

※ 他の通所型サービスA事業所において通所型サービス費を算定している利用者についても算定できませんが、従前の通所介護相当サービス事業所において通所型サービス費を算定している利用者については、通所型サービス費を算定することができます。

以上

【問合せ先】

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

平塚市 福祉部 地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

電話：0463-20-8217（直通）